

治山施設個別施設計画

令和3年2月

福岡県 農林水産部 農村森林整備課

治山施設個別施設計画

目次

第1章	概要	1
	(1) 治山施設の概要	
	(2) 対象施設の設定	
	(3) 対象施設の種別・工種	
	(4) 対象施設の現状	
	(5) 計画期間	
第2章	優先順位の考え方	4
	(1) 施設全体の健全度評価の指標	
	(2) 保全対象の重要度	
第3章	個別施設の状態	5
	(1) 溪間工	
	(2) 山腹施設	
	(3) 海岸施設	
第4章	対策の内容等	6
	(1) 対策の内容	
	(2) 対策の実施時期・対策費用	

第1章 概要

(1) 治山施設の概要

福岡県が管理する治山施設とは、次に掲げるものを指す。

- ① 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設
- ② 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- ③ 山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設
- ④ 福岡県単独治山事業により整備された施設
- ⑤ 民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業並びに災害復旧事業（直轄）で整備された施設のうち、事業完了し国から移管された治山施設

(2) 対象施設の設定

本計画の対象とする施設は、福岡県が管理する治山台帳（令和2年3月時点）に記載がある施設のうち「治山施設個別施設計画策定マニュアル」（林野庁）に示す除外規定に該当する施設を除く7635施設とする。

また、効率的・効果的な計画の実行のため、治山施設を3種別に区分するとともに、県内を6地区（農林事務所単位）として設定する。

	福岡	朝倉	八幡	飯塚	筑後	行橋	合計
溪間工	1,703	1,244	1,173	1,654	591	835	7,200
山腹施設	96	59	77	56	66	55	409
海岸施設	20	0	0	0	0	6	26
合計	1,819	1,303	1,250	1,710	657	896	7,635

「治山施設個別施設計画策定マニュアル」（林野庁）に示す除外規定とは、次の3項目となる。

- ① 維持管理・更新等の必要性が認められない施設
施設の効用により健全な森林に回復し、目的が十分達成された状態が持続的に確保されうると考えられる施設。
- ② 第三者への影響が限定的な施設
第三者に被害を及ぼす等の重大な事故を引き起こす可能性が極めて小さい施設。
- ③ 事後的な措置により対応する施設等
規模が小さくトータルコストの削減効果が限定的であり、事後的な措置を行うことにより対応する方が効率的な施設等。

(3) 対象施設の種別・工種

① 溪間工 7200 施設



[治山ダム工 (谷止工、床固工)]



[治山ダム工 (スリットダム工)]



[護岸工、流路工]

② 山腹施設 409 施設 (地区)



[土留工、法枠工]



[落石対策工]



[地すべり防止工（アンカー工）]



[地すべり防止工（集水井工）]

③ 海岸施設 26 施設（地区）



[防潮護岸]

（4）対象施設の現状

戦後、荒廃地の復旧整備のために計画的に治山施設の整備が行われてきたが、これらの中には、設置から既に相当の年月が経過したものがあるほか、自然条件の厳しい箇所に整備されたものもあり、経年劣化その他様々な要因により、施設の劣化、損傷等が生じるおそれがある。

（5）計画期間

令和2年度から令和8年度までの7年間とする。
なお、計画見直しが必要な場合は随時見直しを行うこととする。

第2章 優先順位の考え方

将来にわたって治山施設の機能を適切に発揮させるため、①計画の作成②点検③健全度評価④維持管理対策といったメンテナンスサイクルに基づき、対策の優先順位を設定の上、予防的な維持・補修を行っていくこととする。

点検に当たっては、「治山施設個別施設計画策定マニュアル」(林野庁)に基づき、目視を基本とする定期点検及び必要に応じて追加調査を実施する。また、豪雨や地震等の災害発生後の各施設の変状を把握するために緊急点検を実施する。

治山施設状況の点検結果に基づいて、修繕・補修の程度に応じた健全度を評価するとともに、保全対象の施設・位置に応じた保全対象の重要度を総合的に判断して優先順位を決定する。

(1) 施設全体の健全度評価の指標

各施設の部位別に健全度を評価した上で、施設周辺の森林状況等も踏まえて施設全体について総合的に健全度の評価を行う。

施設全体の健全度の基準

施設全体の健全度	説明		福岡県の基準
	施設や周辺の状態	求められる対応	
健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷等	対策の必要性なし	D
健全度Ⅱ	損傷等が認められるが、施設全体の機能は維持されている	経過観察が必要	C
健全度Ⅲ	損傷が認められ、施設全体の機能の低下が生じる可能性がある	早期に対策が必要	B
健全度Ⅳ	著しい損傷等により、施設全体の安全性や強度が低下している	緊急に対策が必要	A

(2) 保全対象の重要度

保全対象の重要度は、治山施設（溪間工、山腹施設）を含む施工地が保全する区域の状況や治山施設との位置により保全対象の重要度の評価を行う。

（溪間工）保全対象の重要度の基準

保全対象の 重要度	説 明	
	保全する区域の状況	位置
低	人家5戸未満	施設から2km以内
中	人家5戸以上又は公共施設	施設から2km以内
高	人家や公共施設	施設直下

（山腹施設）保全対象の重要度の基準

保全対象の 重要度	説 明	
	保全する区域の状況	位置
低	人家や公共施設	施設高さの5倍以内
中	人家や公共施設	施設高さの3倍以内
高	人家や公共施設	施設高さの1倍以内

第3章 個別施設の状態

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設毎の健全度については、以下のとおりである。なお、計画策定時点で点検・診断が未実施の施設については、計画期間内に実施する。

(1) 溪間工

	A (健全度Ⅳ)	B (健全度Ⅲ)	C (健全度Ⅱ)	D (健全度Ⅰ)	未実施	合 計
福 岡	5	4	132	1278	284	1703
朝 倉	0	22	40	1049	133	1244
八 幡	7	24	166	834	142	1173
飯 塚	1	6	397	1011	239	1654
筑 後	2	3	14	377	195	591
行 橋	2	21	29	642	141	835
合 計	17	80	778	5191	1134	7200

(2) 山腹施設

	A (健全度Ⅳ)	B (健全度Ⅲ)	C (健全度Ⅱ)	D (健全度Ⅰ)	未実施	合 計
福 岡	1	1	4	79	11	96
朝 倉	0	0	20	39	0	59
八 幡	8	3	23	40	3	77
飯 塚	1	1	1	50	3	56
筑 後	0	0	1	49	16	66
行 橋	0	0	11	39	5	55
合 計	10	5	60	296	38	409

(3) 海岸施設

	A (健全度Ⅳ)	B (健全度Ⅲ)	C (健全度Ⅱ)	D (健全度Ⅰ)	未実施	合 計
福 岡	2	2	4	12	0	20
行 橋	2	0	3	1	0	6
合 計	4	2	7	13	0	26

第4章 対策の内容等

(1) 対策の内容

点検・診断の結果、対策が必要な施設（基準A及びB）は118施設である。主な対策としては、コンクリート部材ではひび割れや剥落の変状に対して、鋼部材では防食機能の劣化や腐食等の変状に対して、補修や機能強化・更新を実施する。

また、対策が必要な施設以外（基準C及びD）の7,517施設については、経過観察・点検診断を実施する。

対策が必要な施設数

	福岡	朝倉	八幡	飯塚	筑後	行橋	合計
溪間工	9	22	31	7	5	23	97
山腹施設	2	0	11	2	0	0	15
海岸施設	4	0	0	0	0	2	6
合計	15	22	42	9	5	25	118

(2) 対策の実施時期・対策費用

実施時期は、施設の健全度及び保全対象の重要度を総合的に判断し、以下のとおりとします。

（費用：百万円）

施設区分	実施期間				合計	
	R2～R4		R5～R8		施設数	費用
	施設数	費用	施設数	費用		
溪間工	27	718	70	682	97	1,400
山腹施設	8	125	7	146	15	271
海岸施設	3	170	3	270	6	440
計	38	1013	80	1098	118	2,111

※実際の予算や事業費等とは異なる。また、計画期間内の改修・更新の予定は上表となるが、点検・診断が未実施の施設については、計画期間内に実施し、調査結果に基づいて保全対象の重要度と総合的に判断して適宜計画の見直しを行う。

治山施設個別施設計画における地区の区分

